後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険証及び資格確認書の一斉更新について ～

■保険証または資格確認書の有効期限が切れます

現在、ご使用の水色の保険証または黄緑色の資格確認書の有効期限が令和７年7月31日をもって満了となるため、８月以降は使用できなくなります。

保険証

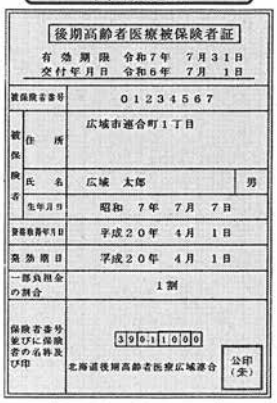

令和7年7月31日まで

資格確認書

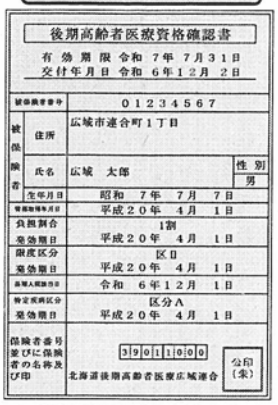

令和7年7月31日まで

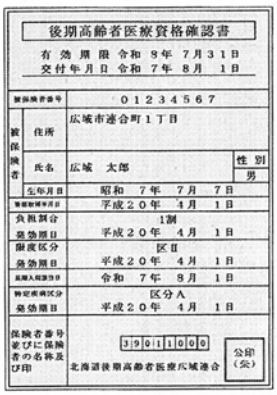

令和7年8月1日から

■黄緑色の「資格確認書」を交付します(色変更なし)

現在、ご使用の水色の保険証または黄緑色の資格確認書の有効期限満了後には、代わりとなる黄緑色の「資格確認書」を交付します。**新しい「資格確認書」は、令和７年８月１日からご使用いただけます（お手元に届いてすぐにはご使用できません)。**

なお、今回交付する「資格確認書」は、**健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード（以下、「マイナ保険証」という。）の保有状況に関わらず、令和８年７月末まで暫定的な運用として一律で皆さまへ交付します。**

医療機関等を受診する際に「資格確認書」を提示することで、これまでの保険証と同様にお使いいただけます。一方で、マイナ保険証には様々なメリットがありますので、マイナ保険証をご利用ください。

■「資格確認書」に限度区分等を記載することができます

資格確認書の以下①～③の欄については、本人の希望に基づいて、申請により併記することが可能です。

①限度区分、限度区分の発効期日
②長期入院該当日
③特定疾病区分、特定疾病区分の発効期日

※過去に「限度額適用・標準負担額認定証」や「限度額適用認定証」が交付されていたかたは、①②が記載されていますので、申請する必要はありません。

◆**限度区分**…医療費が高額になったときの自己負担限度額や入院した時の食事代などの区分を示しており、前年の所得に応じて決まります。資格確認書の表記は下記のとおりです。

限度区分	自己負担割合	対象者
現役Ⅲ	現役並み所得者 ３割	住民税の課税所得が690万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者のかた
現役Ⅱ		住民税の課税所得が380万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者のかた
現役Ⅰ		住民税の課税所得が145万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者のかた
一般Ⅱ	一定以上所得者 ２割	以下の⑴と⑵両方の要件に該当するかた ⑴同一世帯に住民税の課税所得28万以上145万円未満の被保険者のかたがいる。 ⑵同一世帯内の被保険者全員の「年金収入十年金以外の合計所得金額」の合計金額が ・被保険者が１人の場合　→　200万円以上 ・被保険者が２人以上の場合　→　320万円以上
一般Ⅰ	１割	住民税課税世帯で一般Ⅱに該当しないかた
区Ⅱ		世帯全員が住民税非課税であり、区Ⅰに該当しないかた
区Ⅰ		世帯全員が住民税非課税であり、以下のいずれかに該当するかた ・世帯全員の所得が０円（公的年金控除は80万6,700円（令和７年７月までは80万円）を適用。給与取得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除。） ・老齢福祉年金を受給しているかた

●**問い合わせ**／①北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062　札幌市中央区南２条西14丁目　国保会館６階　☎011-290-5601
②健康推進課医療助成係
〒075-8711　芦別市北１条東１丁目３番地　☎22-2422